

参議院・総務委員会 附帯決議（平成17年10月25日）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項についてその実現に努めるべきである。

- 一 無線局免許人の拠出による特定財源としての電波利用料の性格にかんがみ、その用途の透明性・客観性を確保し、受益と負担の関係の明確化に努めること。併せて、電波利用共益事務の効率化に努めること。また、今回見直した電波の有効利用に対する効果を検証し、その結果を速やかに明らかにすること。
- 二 電波利用料制度については、平成五年の創設時以降、電波利用をめぐる環境が今なお大幅に変化していることを踏まえ、電波の有効利用をさらに促進するため、検討を行うこと。また、電波の割当ての在り方について公正性・透明性確保の観点から、今後も一層の検討を行っていくこと。
- 三 国等が使用する無線局の電波利用料負担の在り方については、可及的速やかに結論を得て、その使用する電波の一層の有効利用を促すとともに、情報公開に努めること。
- 四 電波利用の用途拡大においては、国民生活に不可欠のものとなっている携帯電話について、一般財源及び電波利用料財源を活用し、不感地域を早期に解消するほか、高齢者、障害者などの「デジタル・ディバイド」解消に努めること。
- 五 （略）